

浜田港トライアル輸出入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が、継続的な浜田港利用を目的とした試験的な輸出入に対し、その経費の一部を補助することにより、浜田港を活用した世界各国とのコンテナ貨物の拡大に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、日本国内に事業所を有し、新たな国・地域、貨物等を対象として、浜田港発着の国際コンテナ貨物を利用する者とする。

2 補助対象者は、次の各号の全てに合致すること。

- (1) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとすること。
- (2) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

(補助金額等)

第3条 補助対象経費及び補助金額は、別表1のとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

2 前項の規定に関わらず、原則として同一事業について、国、島根県及びその外郭団体から他の補助事業による補助金を受けている者は補助対象者から除外する。ただし、浜田港振興会が実施する他の補助事業についてはこの限りではない。

3 消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

4 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業年度)

第4条 補助事業は、原則として一会計年度で終了するものとする。ただし、事業効果を上げるために一会計年度を超えて継続して支援することが必要と判断される場合は、予算の範囲内において、補助開始年度から2年を経過する年度まで実施することができる。

2 複数年度継続して補助事業を実施する場合、交付申請は年度ごとに行うこととし、交付決定を受けなければならない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、浜田港トライアル輸出入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を浜田港振興会会長（以下「会長」という。）の定める期日までに提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商業登記簿

(2) 会社の概要及び直近2か年分の決算報告書

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、別に定める審査委員会の審査を経て、補助金の交付又は不採択の決定を行い、補助金の交付申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに浜田港トライアル輸出入支援事業補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更するとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

2 会長は、前項の承認申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は交付決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、浜田港トライアル輸出入支援事業補助事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 船荷証券（B/L）の写しその他の貨物の取扱実績を証するもの
- (2) 補助対象経費に係る領収書その他補助対象経費の支払実績が記載された書類の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条の実績報告を受けたときは、必要な検査を行い、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の額が確定し、支払を受けようとするときは、浜田港トライアル輸出入支援事業補助金請求書（様式第4号）を申請するものとする。

(補助事業の遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、会長が指示したときは、速やかに浜田港トライアル輸出入支援事業補助事業遂行状況報告書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項に関わらず、必要に応じ、補助事業の遂行状況を調査することができる。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、会長が指示したときは、速やかに浜田港トライアル輸出入支援事業補助事業成果状況報告書（様式第 6 号）を会長に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業に関係する調査等に協力しなければならない。

（交付の決定の取消し等）

第 12 条 会長は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
 - (2) 補助事業者が、補助金を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 補助事業者が、補助事業に関し、法令等に基づく処分又は命令に違反したとき。
 - (5) 補助事業者が、補助事業に関し、不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- 2 前項第 2 号から第 5 号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 13 条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金及び遅延金）

第 14 条 会長が、前条第 1 項の規定により、補助金の返還を命じた場合、補助事業者は、その命令に係る補助金の最後の受領の日（当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日）から支払の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を支払った場合におけるその後の期間については、既支払額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを会長が指定する期限までに支払わなかったときは、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払額につ

き年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延金を納付しなければならない。

- 3 会長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延金の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿等の保存)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この施行による改正後の規定は、この施行の日以前の申請に係る補助金について適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象経費	補助金額
(1) 国内輸送に要する経費 (2) 海上輸送に要する経費 (3) 荷役業務に要する経費 (4) 輸出入の手続きに要する経費 (5) その他会長が特別に必要と認める経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内 (千円未満切り捨て)で、かつ、 200 万円以内の額

ただし、本交付要綱第 8 条(2)補助対象経費に係る領収書その他補助対象経費の支払い実績が記載された書類の写しが提出できない場合は、別表 2 のとおりとする。

別表 2

補助区分	補助金額				限度額
	輸出入国先				
	韓国	中国	東南アジア等	欧米・豪州等	
(1) ドライコンテナ	15,000 円	30,000 円	45,000 円	75,000 円	200 万円以内の額
(2) リーフアーコンテナ	30,000 円	60,000 円	90,000 円	150,000 円	

- 1 上記補助金額は、1TEU あたりの金額。
- 2 輸出入国先について、東京から概ね 5,000km の距離にある対象国を「東南アジア等」と表記し、それを超える距離にある対象国を「欧米・豪州等」と表記。